

## 補足説明

- ・ 消防の業務を「予防」と「警防」に大別すると、「予防」では(消防法に基づき)事業所における主体的取組を支援・徹底し、「警防」では消防機関がその消防力を直接行使する役割を担っていると考えることができます。

なお、両者の関係について、時系列的に「予防」が先で「警防」が後という整理をされることも多いようですが、日頃の備えや発災後の応急措置は、即時性などの観点から事業所主体で行われることが必要不可欠であることから、これら2つの観点は、相互に関連性を有するものと考えられます。

- ・ 地域防災における役割分担として、個人・家庭などにおける「自助」、地域における住民同士などの「共助」、行政における「公助」の概念が一般的に用いられています。

市町村により違いはありますが、消防機関の予防業務として、防火対象物における火災予防のほか、婦人防火クラブ、自主防災組織などと連携して地域における防火防災活動の推進が行われています。

このような点を含め、「予防」は「自助」・「共助」の支援・徹底、「警防」は「公助」にそれぞれ対応しているという整理もできます。

- ・ 近年、相次いで発生している大規模災害などを踏まえ、事業所に対する社会的要請として、事業所自体での安全確保とともに、「安心・安全まちづくり」における地域貢献が求められています。

このため、各地域において消防職員・消防署所を擁し、安心・安全の中核となっている消防機関として、予防の観点から積極的に取組みを進めていくことが、住民ニーズや地域の実情に即した効果的・効率的な対応を図る観点から重要と考えられます。